

平成18年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 里 見 治

第 2 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面又はインターネットで議決権を行使することができます**ので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ平成18年6月19日（月曜日）18時までに到着するように折り返しご返送ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力し、平成18年6月19日（月曜日）24時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成18年 6 月20日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園四丁目8番1号
東京プリンスホテル パークタワー
地下2階 コンベンションホール |

（本総会の会場は昨年と異なります。当日ご出席の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第2期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
貸借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 第2期利益処分案承認の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役7名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 当社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案** 当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第7号議案** 取締役の報酬額改定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

「議決権の行使等についてのご案内」（後記3頁から5頁記載）をご参照ください。
以 上

〔お願い〕

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使等についてのご案内

1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. 株主総会参考書類ならびに計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（『Flash版：<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stockholder/index.html>』『HTML版：http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir_txt/stockholder/index.html』）に掲載いたしますのでご了承ください。

3. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

(1) 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標又は登録商標です。）

- ②パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- ③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスがご利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- ④インターネットによる議決権行使は、平成18年6月19日（月曜日）24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら、後記5頁記載のヘルプデスクへお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ①上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（又は携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また、株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様が変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には十分ご注意ください。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

〔ヘルプデスク〕

株主名簿管理人
専用ダイヤル

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-173-027（通話料無料）
（受付時間 平日9：00～21：00）

※上記は、株式事務に関するお問い合わせ先ではありませんのでご注意ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第2期利益処分案承認の件

利益処分案の内容は、別添「報告書（第2期定時株主総会招集ご通知 参考書類）」32頁に記載のとおりであります。なお、利益配当金につきましては、日頃の株主の皆様のご支援に感謝し1株につき金30円とさせていただきます。たく存じます。

当期の役員賞与につきましては、当期の功労に報いるため、当期の利益、従来の利益処分における役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、期末時の取締役6名および監査役4名に対し、役員賞与200,000,000円（うち監査役賞与5,000,000円）を支給いたしたく存じます。

第2期営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書につきましては、別添「報告書（第2期定時株主総会招集ご通知 参考書類）」3頁から31頁に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」が平成18年5月1日に施行されたことに伴ない、当社定款を変更するものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により定款にその定めがあるとみなされた事項、現行定款第8条（株券の発行）、第11条（株主名簿管理人）、第20条（取締役会の設置）、第35条（監査役および監査役会）、第45条（会計監査人の設置）については、平成18年4月24日開催の当社取締役会において、その施行日に定款変更することを決議し、平成18年5月1日付で現行定款の変更を実施いたしました。

- (1) 当社子会社において、事業目的の変更があったため、親会社である当社においても同様の変更をおこなうため、現行定款第2条（目的）項目（13）に目的事項を一部追加するものであります。また、項目同士の関連性を高めるため、項目（21）を項目（14）へ移動し、以下項目の繰り下げをおこなうものであります。
- (2) 「会社法」が平成18年5月1日に施行されたことに伴ない、「会社法」上の用語、引用している法律の根拠条文等との整合のため、現行定款第5条（発行する株式の総数）、第6条（自己株式の取得）、第7条（1単元の株式の数）、第8条（株券の発行）、第9条（1単元の株式の数に満たない株式に係る株券）、第10条（単元未満株式の買増請求）、第11条（株主名簿管理人）、第12条（株式取扱規程）、第13条（基準日）、第15条（招集地）、第18条（決議方法）、第22条（選任方法）、第23条（任期）、第32条（報酬）、第37条（選任方法）、第38条（任期）、第39条（常勤監査役）、第44条（報酬）、第46条（営業年度および決算期日）、第49条（配当金の除斥期間）について所要の変更をおこなうものであります。
- (3) 「会社法」第189条第2項の規定により、単元未満株主の権利を合理的な範囲にするため、変更案第11条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」第94条および第133条第3項ならびに「会社計算規則」第161条第4項および第162条第4項の規定により、株主総会参考書類等のインターネットでの開示・提供が認められたことに伴ない、迅速な情報の開示と株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (5) 「会社法」第310条および「会社法施行規則」第63条第5項の規定により、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第17条（議決権の代理行使）を変更するものであります。
- (6) 「会社法」第318条第1項、第369条第3項および第393条第2項ならびに「会社法施行規則」第72条、第101条および第109条の規定により、株主総会、取締役会および監査役会の議事録は、法務省令に基づき作成することを要するため、また、書面

による議事録の作成に加え、電磁的方法による記録を可能とするため、現行定款第19条（議事録）、第29条（議事録）、第42条（議事録）について所要の変更をおこなうものであります。

- (7) 「会社法」第370条の規定により、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的におこなうことができるよう、変更案第31条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (8) 「会社法」第329条第2項および「会社法施行規則」第96条の規定により、予選による補欠の会社役員の選任が定められたため、現行定款第36条（員数）、第37条（選任方法）について所要の変更をおこなうものであります。
- (9) 「会社法」第336条第3項の規定により、予選による補欠監査役の選任決議の効力期間を定めるため、現行定款第37条（選任方法）、第38条（任期）について所要の変更をおこない、変更案第41条（監査役の任期）に第3項および第4項を新設するものであります。
- (10) 「会社法」第427条第1項の規定により、社外監査役および会計監査人が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうるよう、変更案第48条（社外監査役との責任限定契約）および第53条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。また、第4章（取締役および取締役会ならびに執行役員）および第5章（監査役および監査役会）の規定との整合性を図るため、変更案第50条（会計監査人の選任）、第51条（会計監査人の任期）および第52条（会計監査人の報酬等）を新設するものであります。
- (11) 「会社法」第459条第1項および第460条の規定により、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、変更案第55条（剰余金の配当等）を新設し、現行定款第47条（利益配当金）、第48条（中間配当金）について所要の変更をおこなうものであります。
- (12) その他上記変更に伴ない一部字句の修正、条数等の繰り下げ等、条文の整備をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下表の現行定款二重線は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により平成18年5月1日付で変更された部分を、実線は本総会における変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 └ (条文を省略)	第1条 └ (現行どおり)
第2条 (1) ～ (12)	第2条 (1) ～ (12)
(13) 遊技場、ゲームセンター、遊園地、ホテル、旅館、飲食店、ゴルフ場、スポーツ施設、カラオケルーム、駐車場、洗車場の経営およびフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導ならびにこれらの会員権の販売	(13) 遊技場、ゲームセンター、遊園地、ホテル、旅館、飲食店、ゴルフ場、スポーツ施設、 <u>温泉浴場</u> 、カラオケルーム、駐車場、洗車場の経営およびフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導ならびにこれらの会員権の販売
(14) 各種情報の収集、分析、処理、提供サービス業	(14) 演劇、演芸、映画、コンサートその他各種イベントの企画、運営、実施
(15) インターネット接続仲介業	(15) (現行第14号どおり)
(16) 映像ソフト、音響・音楽ソフトの企画、制作、販売、輸出入	(16) (現行第15号どおり)
(17) 放送番組、映画、アニメーションの企画、制作、販売、配給	(17) (現行第16号どおり)
(18) 広告および宣伝業	(18) (現行第17号どおり)
(19) ケーブルテレビジョンのシステム設計、企画	(19) (現行第18号どおり)
(20) 放送法によるテレビジョンその他一般放送業	(20) (現行第19号どおり)
(21) 演劇、演芸、映画、コンサートその他各種イベントの企画、運営、実施	(21) (現行第20号どおり)
(22) ～ (37) (条文を省略)	(22) ～ (37) (現行どおり)
2. (条文を省略)	2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第3条 (条文を省略) 第4条 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、8億株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (1単元の株式の数) 第7条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 (株券の発行) 第8条 当会社は株式に係る株券を発行する。 (1単元の株式の数に満たない株式に係る株券) 第9条 当会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。	第3条 (現行どおり) 第4条 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、8億株とする。 (自己の株式の取得) 第6条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数) 第7条 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (株券の発行) 第8条 当会社の<u>株式</u>については、株券を発行する。 (単元株式数に満たない株式に係る株券) 第9条 当会社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない<u>ことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式の買増請求) 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</u> <u>ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u> 2. (条文を省略) (新 設)	(単元未満株式の買増請求) 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</u> 2. (現行どおり) (単元未満株主の権利制限) 第11条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金の配当を受ける権利 (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (4) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (5) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利
(株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株式および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により決定する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関</u>	(株主名簿管理人) 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。 (株式取扱規程) 第12条 当会社の株券の種類、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) 第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項および第47条に定める場合のほか、株主または<u>登録質権者</u>として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 第3章 株 主 総 会 (招 集) 第14条 (条文を省略) (招集地) 第15条 当会社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区区内において<u>も招集することができる</u>。 (招集者および議長) 第16条 (条文を省略)	(株式取扱規程) 第13条 当会社の株券の種類、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) 第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項および第55条に定める場合のほか、株主または<u>登録株式質権者</u>として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 第3章 株 主 総 会 (招 集) 第15条 (現行どおり) (招集地) 第16条 当会社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区区内において招集する。 (招集者および議長) 第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 2. (条文を省略)	第18条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議方法) 第18条 (条文を省略) 2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)
(議事録) 第19条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名または記名捺印する。 2. (条文を省略)	(決議方法) 第20条 (現行どおり) 2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。
第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員	(議事録) 第21条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。 2. (現行どおり)
(取締役会の設置) 第20条 当社は取締役会を置く。	第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員
(員 数) 第21条 (条文を省略)	(取締役会の設置) 第22条 (現行どおり)
	(取締役の員数) 第23条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第22条 取締役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2. (条文を省略) (任 期) 第23条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (条文を省略) 3. (条文を省略) (役付取締役) 第24条 取締役会の決議により社長1名を選任し、また必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。 第25条 (条文を省略) 第26条 (取締役会の招集手続き) 第27条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときには、この期間を短縮することができる。 2. (条文を省略) (取締役会の決議方法) 第28条 (条文を省略)	(取締役の選任方法) 第24条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2. (現行どおり) (取締役の任期) 第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (役付取締役) 第26条 取締役会の決議により社長1名を選定し、また必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。 第27条 (現行どおり) 第28条 (取締役会の招集手続き) 第29条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときには、この期間を短縮することができる。 2. (現行どおり) (取締役会の決議方法) 第30条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役会の決議の省略)
(議事録) 第29条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名または記名捺印する。	第31条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
2. (条文を省略)	(取締役会の議事録) 第32条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名捺印または電子署名する。
第30条 ↓ 第31条 (条文を省略)	2. (現行どおり)
(報酬) 第32条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	第33条 ↓ 第34条 (現行どおり)
(執行役員) 第33条 当会社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員をおくことができる。	(取締役の報酬等) 第35条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。
2. (条文を省略)	(執行役員) 第36条 当会社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員を置くことができる。
(執行役員規程) 第34条 (条文を省略)	2. (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(執行役員規程) 第37条 (現行どおり)
(監査役および監査役会) 第35条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	第5章 監査役および監査役会
	(監査役および監査役会) 第38条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) 第36条 (条文を省略) 2. 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 (選任方法) 第37条 監査役および補欠監査役の選任決議は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 2. <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</u> (任 期) 第38条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設) (新 設) (常勤監査役) 第39条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定めるものとする。</u> 第40条 (条文を省略) 第41条	(監査役の員数) 第39条 (現行どおり) (削 除) (監査役の選任方法) 第40条 監査役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (削 除) (監査役の任期) 第41条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> 3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役) 第42条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 第43条 (現行どおり) 第44条

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第42条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名または記名捺印する。 (監査役会規程) 第43条 (条文を省略) (報 酬) 第44条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (新 設) 第6章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第45条 当社は会計監査人を置く。 (新 設)	(監査役会の議事録) 第45条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名捺印または電子署名する。 (監査役会規程) 第46条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第47条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (社外監査役との責任限定契約) 第48条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第6章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第49条 (現行どおり) (会計監査人の選任) 第50条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(会計監査人の任期) 第51条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新 設)	(会計監査人の報酬等) 第52条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第53条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第7章 計 算	第7章 計 算
(営業年度および決算期日)	(事業年度および決算期日)
第46条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。	第54条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末を決算期とする。
(利益配当金)	(剰余金の配当等)
第47条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	第55条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) <u>第48条</u> 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。 (配当金の除斥期間) <u>第49条</u> 利益配当金および中間配当金について、支払開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務から免れるものとする。 2. <u>利益配当金および中間配当金</u>には、利息をつけないものとする。	(削 除) (配当金の除斥期間) <u>第56条</u> <u>配当金</u>について、支払開始の日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務から免れるものとする。 2. <u>未払の配当金</u>には、利息をつけないものとする。

第3号議案 取締役7名選任の件

当社取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	所有する当 社の株式数
1	里 見 治 (昭和17年1月16日生)	昭和55年3月 サミー工業(株)（現 サミー(株)）代表取締役社長 平成15年11月 (株)サミーネットワークス取締役会長（現任） 平成16年2月 (株)セガ代表取締役会長（現任） 平成16年6月 サミー(株)代表取締役会長（現任） 平成16年10月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成17年6月 (株)セガトイズ取締役会長（現任） 平成17年6月 (株)トムス・エンタテインメント取締役会長（現任） 現在に至る	43,569,338株
2	小 口 久 雄 (昭和35年3月5日生)	昭和59年4月 (株)セガ・エンタープライゼス（現 (株)セガ）入社 平成12年6月 同社執行役員 平成14年6月 同社常務執行役員 平成15年10月 SEGA ENTERPRISES, INC. (U.S.A.) Chairman（現任） 平成16年6月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. Chairman, CEO&President（現任） 平成16年6月 (株)セガ代表取締役社長兼最高執行責任者（現任） 平成16年10月 当社取締役副会長（現任） 平成17年1月 SEGA OF AMERICA, INC. Chairman（現任） 平成17年1月 SEGA EUROPE LTD. Chairman（現任） 平成17年8月 SEGA HOLDINGS EUROPE LTD. CEO（現任） 現在に至る	22,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	所有する当 社の株式数
3	中 山 圭 史 (昭和17年7月23日生)	平成元年9月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 入社総務部長 平成9年4月 同社取締役社長室長 平成12年1月 同社常務取締役社長室長 平成16年3月 同社専務取締役社長室管掌 平成16年10月 当社専務取締役 平成17年1月 セガサミーアセット・マネジメント(株)取締役 (現任) 平成17年4月 サミー(株)取締役 (現任) 平成17年4月 セガサミーゴルフエンタテインメント(株)取締役 (現任) 平成17年6月 (株)サミーネットワークス取締役 (現任) 平成17年6月 (株)セガトイズ取締役 (現任) 平成17年6月 当社取締役副社長 (現任) 現在に至る	400,100株
4	片 本 通 (昭和21年9月10日生)	昭和53年3月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 入社 平成元年3月 同社取締役資材部長 平成9年4月 同社常務取締役SP営業本部長 平成11年6月 同社専務取締役SP営業本部長 平成16年6月 同社代表取締役副会長 平成17年2月 同社代表取締役社長 (現任) 平成17年4月 (株)サミーデザイン代表取締役会長 (現任) 平成17年5月 ジー・アンド・イー(株)取締役 (現任) 平成17年6月 当社取締役 (現任) 平成17年6月 (株)日商インターライフ取締役 (現任) 平成17年8月 (株)H・Iシステム取締役会長 (現任) 現在に至る	200,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	所有する当 社の株式数
5	岡 村 秀 樹 (昭和30年2月1日生)	昭和62年1月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 入社 平成9年6月 同社取締役コンシューマ事業本部副本部長兼サターン事業部長 平成12年6月 同社取締役ドリームキャスト事業部門担当 平成14年6月 (株)デジキューブ代表取締役副社長 平成15年7月 (株)セガ専務執行役員コンシューマ事業本部長 平成15年10月 SEGA OF AMERICA, INC. 取締役 (現任) 平成15年10月 SEGA ENTERPRISES, INC. (U.S.A.) 取締役 (現任) 平成16年2月 SEGA EUROPE LTD. 取締役 (現任) 平成16年5月 SEGA (SHANGHAI) SOFTWARE CO.,LTD. 董事長 (現任) 平成16年6月 (株)セガトイズ取締役 (現任) 平成16年6月 (株)セガ常務取締役コンシューマ事業担当 (現任) 平成16年6月 (株)トムス・エンタテインメント取締役 (現任) 平成16年6月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. 取締役 (現任) 平成16年10月 当社取締役 (現任) 平成17年8月 SEGA HOLDINGS EUROPE LTD. 取締役 (現任) 平成17年10月 SEGA NETWORKS (CHINA) CO.,LTD. 董事 (現任) 現在に至る	5,992株
6	田 副 康 夫 (昭和20年6月22日生)	昭和43年4月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 入社 平成3年6月 同社取締役AM施設事業本部西日本営業事業部長兼関西支店長 平成9年6月 同社常務取締役ディベロッパー事業部長 平成15年12月 (株)オアシスパーク取締役 (現任) 平成16年1月 SEGA AMUSEMENTS TAIWAN LTD. 董事長 (現任) 平成16年6月 (株)セガ常務取締役アミューズメント施設事業担当 平成16年10月 当社取締役 (現任) 平成16年12月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. 取締役 (現任) 平成17年1月 SEGA ENTERTAINMENT U.S.A., INC. CEO (現任) 平成17年10月 SHANGHAI NEW WORLD SEGA RECREATION CO.,LTD. 副董事長 (現任) 平成18年4月 (株)セガ取締役AM市場開発事業部長 (現任) 現在に至る	24株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	所有する当 社の株式数
7	* 石 田 正 (昭和19年1月17日生)	平成15年 5 月 日本マクドナルド(株)財務経理担当代表取締役 副社長 (CFO) 平成17年 4 月 サミー(株)専務取締役 平成17年 6 月 秀工電子(株)取締役 (現任) 平成17年 6 月 (株)ロデオ監査役 (現任) 平成17年 6 月 (株)エスアイエレクトロニクス監査役 (現任) 平成17年 8 月 (株)H・Iシステム監査役 (現任) 平成17年 8 月 サミー(株)専務取締役兼コーポレート本部長 (現任) 平成18年 2 月 セガサミーインベストメント(株)代表取締役社長 (現任) 平成18年 2 月 セガサミーアセット・マネジメント(株)代表 取締役社長 (現任) 平成18年 2 月 当社専務執行役員管理本部・監査室管掌 (現任) 現在に至る	一株

(※は新任候補者であります)

- (注) 1. 取締役候補者 里見 治は、(株)セガ、サミー(株)の代表取締役会長、(株)サミーネットワークス、(株)セガトイズ、(株)トムス・エンタテインメントの取締役会長を兼務し、これらは同種の営業を行っております。
2. 取締役候補者 小口 久雄は、(株)セガの代表取締役社長兼最高執行責任者、SEGA ENTERPRISES, INC. (U.S.A.)、SEGA OF AMERICA, INC.、SEGA EUROPE LTD.のChairman、SEGA HOLDINGS U.S.A., INC.のChairman,CEO&President、SEGA HOLDINGS EUROPE LTD.のCEOを兼務し、これらは同種の営業を行っております。
3. 取締役候補者 中山 圭史は、セガサミーアセット・マネジメント(株)、サミー(株)、セガサミーゴルフエンタテインメント(株)、(株)サミーネットワークス、(株)セガトイズの取締役を兼務し、これらは同種の営業を行っております。
4. 取締役候補者 片本 通は、サミー(株)の代表取締役社長、(株)サミーデザインの代表取締役会長、(株)H・Iシステムの取締役会長、ジー・アンド・イー(株)、(株)日商インターライフの取締役を兼務し、これらは同種の営業を行っております。
5. 取締役候補者 岡村 秀樹は、(株)セガの常務取締役、SEGA OF AMERICA, INC.、SEGA ENTERPRISES, INC. (U.S.A.)、SEGA EUROPE LTD.、(株)セガトイズ、(株)トムス・エンタテインメント、SEGA HOLDINGS U.S.A., INC.、SEGA HOLDINGS EUROPE LTD.の取締役、SEGA (SHANGHAI) SOFTWARE CO.,LTD.の董事長、SEGA NETWORKS (CHINA) CO.,LTD.の董事を兼務し、これらは同種の営業を行っております。
6. 取締役候補者 田副 康夫は、(株)オアシスパーク、(株)セガ、SEGA HOLDINGS U.S.A., INC.の取締役、SEGA ENTERTAINMENT U.S.A., INC.のCEO、SEGA AMUSEMENTS TAIWAN LTD. の董事長、SHANGHAI NEW WORLD SEGA RECREATION CO.,LTD.の副董事長を兼務し、これらは同種の営業を行っております。
7. 取締役候補者 石田 正は、セガサミーインベストメント(株)、セガサミーアセット・マネジメント(株)の代表取締役社長、サミー(株)の専務取締役兼コーポレート本部長、秀工電子(株)の取締役、(株)ロデオ、(株)エスアイエレクトロニクス(株)、(株)H・Iシステムの監査役を兼務し、これらは同種の営業を行っております。
8. 上記取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
榎 本 峰 夫 (昭和25年12月12日生)	昭和53年4月 弁護士登録 平成12年5月 榎本峰夫法律事務所開設（現在） 平成16年6月 (株)サミーネットワークス監査役（現任） 平成16年6月 (株)セガ監査役（現任） 現在に至る	2,000株

(注) 上記補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第361条第1項第1号および第3号の規定に基づき、以下の要領にて、当社取締役に対する報酬等として、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を当社取締役の報酬等として付与することを相当とする理由
 - (1) 企業価値の一層の増大を図るため株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社の業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的として、職務執行の対価として、ストックオプションとして付与するものであります。
 - (2) 本新株予約権は、会社法の施行によりストックオプションも株主総会の承認が必要な報酬等に含まれるとされたことに伴ない、取締役の報酬等として付与するものであり、現在の経済情勢を考慮してストックオプションの公正価値に相当する報酬等の額として年額37,910,000円の範囲で、平成16年6月開催の当社設立のための株主総会によって決議された取締役の報酬額、ならびに本株主総会における第7号議案「取締役の報酬額改定の件」における報酬額とは別枠としてのご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役は6名であります。第3号議案のご承認を賜りますと7名となります。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式43,000株を上限とする。

なお、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

430個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権発行の取締役会決議においてブラックショールズモデルにより算定した価額を払込金額とする。なお、金銭の払込みは不要とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。）を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

(イ) 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、当該株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（無償割当の場合を含む。ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

なお、①当社が時価を下回る価額で当社普通株式の取得を当社に対して請求できる証券を発行もしくは処分する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行もしくは処分する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行又は処分されるもしくは割り当てられる証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当の場合には、効力発生日。）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

また、②当社が時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式その他の当社普通株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券（ただし、前記①に該当するものを除く。）を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由の発生日時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) (イ)および(ロ)の各取引において、当社普通株主のための権利付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他の当社の機関の承認を条件としている時には、(イ)および(ロ)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をした者に対しては、調整後の行使価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (ニ) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月31日から平成22年7月30日までの期間内に新株予約権を行使することができるものとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社取締役の地位を喪失した後も、本号④に掲げる新株予約権割当契約の定めにより、本新株予約権を行使することができるものとする。

- ②本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については本号④に掲げる新株予約権割当契約の定めによるものとする。
- ③本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- ④その他、新株予約権の行使の条件は、本株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(7) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得する時は、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得事由

当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来した時は、当該日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編時の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

(5)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

(6)に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(10)に準じて決定する。

(12) 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しない。

(13) その他

本新株予約権の発行に関する細目事項については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会において決定するものとする。

第6号議案 当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領にて、当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高め、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の執行役員および従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割当ててまいります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式2,770,000株を本総会の日から1年以内に発行される本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただ

し、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

27,700個を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。）を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

(4) 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする

る。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、当該株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (ロ) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（無償割当の場合を含む。ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

なお、①当社が時価を下回る価額で当社普通株式の取得を当社に対して請求できる証券を発行もしくは処分する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行もしくは処分する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行又は処分されるもしくは割り当てられる証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日。無償割当の場合には、効力発生日。）の翌日以降これを適用する。

ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

また、②当社が時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式その他の当社普通株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券（ただし、前記①に該当するものを除く。）を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由の発生日時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) (イ)および(ロ)の各取引において、当社普通株主のための権利付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他の当社の機関の承認を条件としている時には、(イ)および(ロ)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をした者に対しては、調整後の行使価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (ニ) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、又は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。

- (5) 新株予約権の行使の条件

①対象者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行

役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令又は当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、又は本号②ないし④に規定する場合はこの限りではない。

②対象者たる当社の執行役員および従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、本号①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

イ. その地位の喪失が任期満了又は法令変更に伴う事由による退任に基づく場合

ロ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合又は会社都合により当社子会社へ転籍した場合

ハ. その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

③対象者たる当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、本号①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

イ. その地位の喪失が任期満了又は法令変更に伴う事由による退任に基づく場合

ロ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合又は会社都合により当社又は当社子会社へ転籍した場合

ハ. その地位の喪失後、ただちに当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

④本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については本号⑥に掲げる新株予約権割当契約の定めによるものとする。

⑤本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

⑥その他、新株予約権の行使の条件は、本株主総会終結後に開催される当社取締役

役会の決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得する時は、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来した時は、当該日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編時の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場

合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

(5)に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

(9)に準じて決定する。

(11) 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しない。

(12) その他

本新株予約権の発行に関する細目事項については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会において決定するものとする。

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成16年6月に開催された当社設立のための株主総会によって年額4億円以内とご承認いただいておりますが、役付取締役の増員と、第3号議案の可決を条件とした取締役の増員および経済情勢の変化等を勘案いたしまして、年額6億円以内と改定いたしたく存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分としての給与はこれに含めないものといたします。

また、現在の取締役は6名ですが、第3号議案が可決されますと、取締役の員数は7名になります。

以 上

M E M O

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園四丁目8番1号
東京プリンスホテル パークタワー
地下2階 コンベンションホール
電話 (03) 5400-1111 (代表)
<http://www.princehotels.co.jp/parktower>

- ◎ 株主総会会場は、「東京プリンスホテル パークタワー」でございます。
「東京プリンスホテル本館」ではございませんので、ご注意ください。



[交通のご案内]

都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅（赤羽橋口）より徒歩2分

都営地下鉄三田線 芝公園駅（A4出口）より徒歩3分

※当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。